

岐阜県公報

第 五 百 一 号
令 和 六 年 六 月 十 四 日
(金曜日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)二四七
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)二四八
指定医療機関の廃止の届出	(同)二四八
指定訪問看護事業者等の廃止の届出	(同)二四八
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)二四九
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)二四九
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)二五〇
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)二五二
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)二五二
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)二五三
指定納付受託者の指定	(博物館)二五三

告 示

岐阜県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大井リハビリテーションクリニック	恵那市大井町字神徳一〇〇二番地四	令和六・四・一
虹いろ在宅ケアクリニック	恵那市長島町正家三丁目一六番地一〇	同
いとう歯科クリニック	美濃市松栄町一の二	同
郡上こどもと地域のクリニック	郡上市八幡町小野字ヒツツリ六二番地三	令和六・五・一
太田ニカニカ歯科クリニック	可児郡御嵩町上恵土五三三の一	同

もとす・ファミリー歯科	本巢市政田一五〇〇の二	同
スマイル国府薬局	高山市国府町広瀬町一一五八の一	同
たんぼぼ薬局 せせらぎ街道店	郡上市八幡町小野三丁目二九の四	同
ふくろう薬局	養老郡養老町飯ノ木字山道二二三の一	同
あやど調剤薬局	不破郡垂井町綾戸字一本松九〇二の一	同

岐阜県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社G A L L E R I A	瑞穂市馬場春雨町二丁目五四番地	Smile訪問看護ステーション	瑞穂市馬場春雨町二丁目五四番地	令和六・五一
合同会社パーバ	惠那市大井町一七六三の一四	訪問看護ステーションあいず	惠那市大井町一七六三の一四	同

岐阜県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大井リハビリテーションクリニック	惠那市大井町字神徳一〇〇二番地四	令和六・三・三一
虹いろ在宅ケアクリニック	惠那市大井町字舟山一一三四番地八二	同
伊藤歯科医院	美濃市千畝町二七五七の八	同
仲野歯科クリニック	各務原市那加桜町三の二七八の一	同
花村歯科医院	羽島市福寿町浅平二の三〇	令和六・四・一
まるも歯科医院	美濃加茂市太田町一七五七の二	同

岐阜県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第

第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	年月日
-------------	---------------------	----------------	-----------------	-----

ソフィアメデイ株式会社	東京都港区芝浦三丁目一番一号	ソフィアメデイ訪問看護ステーション大垣北	揖斐郡池田町市橋	令和六・三・三
-------------	----------------	----------------------	----------	---------

有限会社三貫志	大垣市小泉町三三七の一	訪問看護ステーション一歩	大垣市小泉町三三七の一	令和六・四・一
---------	-------------	--------------	-------------	---------

岐阜県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	変更年月日
新 社会福祉法人 浩仁会フアミリークリニックやひろ	揖斐郡揖斐川町長良六五七番地一	令和六・四・一
旧 クリニックIEB		
新 いちよつ通り歯科		
旧 いちよつ通り歯科		
新 こども歯科		
旧 いちよつ通り歯科	各務原市蘇原瑞雲町四の一三	同

岐阜県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
-------------	---------------------	---------	-------------	--------------	-------

社会福祉法人フェニックス	各務原市須衛町一丁目一三二番地	通所介護	デイサービスCom.D	各務原市鷺沼各務原町九丁目一九五番地	令和六・三・一
--------------	-----------------	------	-------------	--------------------	---------

田 崎 法 昭	福岡県大野城市月ノ浦二丁目八番二四号	訪問リハビリテーション	大井リハビリテーションセンター	恵那市大井町一〇〇二番地四	令和六・四・一
---------	--------------------	-------------	-----------------	---------------	---------

同	同	通所リハビリテーション	同	同	同
---	---	-------------	---	---	---

同	クラフト株式会社	同	クラフト株式会社	同	クラフト株式会社	同	クラフト株式会社	居宅介護事業者等の名称
同	同	新	旧	同	同	新	旧	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
同	東京都千代田区大手町一丁目三番一	東京都千代田区丸の内一丁目一番一	東京都千代田区丸の内一丁目一番一	東京都千代田区丸の内一丁目一番一	東京都千代田区丸の内一丁目一番一	東京都千代田区丸の内一丁目三番一	東京都千代田区丸の内一丁目一番一	
介護予防 居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	サービス の種類
同	さくら薬局 大垣東前店	同	さくら薬局 大垣稲葉店	同	さくら薬局 海津店	同	さくら薬局 羽島岐南店	居宅介護事業所等の名称
同	大垣市東前三丁目四番地二	同	大垣市稲葉東三丁目七番地	同	海津市海津町福江六五六一	同	羽島郡岐南町八剣一丁目一七八番地	居宅介護事業所等の所在地
同	令和六・四・一	同	令和六・四・一	同	令和六・四・一	同	令和六・四・一	変更年月日

岐阜県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

藤本 隆 司 らくらく鍼灸治療院 大垣店 不破郡垂井町綾戸九六七 四七 令和六年五月一日

志知 友 浩 志知鍼灸マッサー ジ院 羽島市正木町上大浦六 三三 令和六年五月二〇日

金 武 雅 英 東洋鍼灸療院 各務原市蘇原伊吹町三 二一 令和六年五月三十一日

岐阜県告示第二百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務

崩	揖斐郡揖斐川町谷汲木曾屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須郷	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡田 2	揖斐郡揖斐川町谷汲名礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平 3	揖斐郡揖斐川町谷汲名礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平 4	揖斐郡揖斐川町谷汲名礼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
志藏毛	揖斐郡揖斐川町谷汲深坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ヶ名上 1	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ヶ名上 2	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千足 2	揖斐郡揖斐川町春日美束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾西	揖斐郡揖斐川町春日美束	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
押又平	揖斐郡揖斐川町春日川合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東之平	揖斐郡揖斐川町日坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾原	揖斐郡揖斐川町鶴見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木尾谷	揖斐郡揖斐川町東横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小草履	揖斐郡揖斐川町坂内川上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北追谷	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上サタリ 2	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田	揖斐郡揖斐川町坂内坂本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
事谷 1	揖斐郡揖斐川町坂内坂本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
事谷 2	揖斐郡揖斐川町坂内坂本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽谷 3	揖斐郡揖斐川町谷汲神原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真桑谷	揖斐郡揖斐川町春日美束	次の図のとおり	土石流
ホツケ谷 2	揖斐郡揖斐川町春日六合	次の図のとおり	土石流
コザカダニ	揖斐郡揖斐川町西横山	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第二百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

崩	須郷	岡田2	大平3	大平4	志藏毛	二ヶ名上1	二ヶ名上2	千足2	尾西	押又平	東之平	尾原	木尾谷	小草履
揖斐郡揖斐川町谷汲木曾屋	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬	揖斐郡揖斐川町谷汲名礼	揖斐郡揖斐川町谷汲名礼	揖斐郡揖斐川町谷汲深坂	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬	揖斐郡揖斐川町春日美東	揖斐郡揖斐川町春日美東	揖斐郡揖斐川町春日川合	揖斐郡揖斐川町日坂	揖斐郡揖斐川町鶴見	揖斐郡揖斐川町東横山	揖斐郡揖斐川町坂内川上
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

北追谷	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上サタリ2	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田	揖斐郡揖斐川町坂内坂本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
事谷1	揖斐郡揖斐川町坂内坂本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
事谷2	揖斐郡揖斐川町坂内坂本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽谷3	揖斐郡揖斐川町谷汲神原	次の図のとおり	土石流
真桑谷	揖斐郡揖斐川町春日美東	次の図のとおり	土石流
ホッケ谷2	揖斐郡揖斐川町春日六合	次の図のとおり	土石流
コザカダニ	揖斐郡揖斐川町西横山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月十四日

岐阜県知事 古田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る蔵入等	指定納付受託者に蔵入を納付させる期間
アソビユー株式会社 東京都品川区大崎一丁目一―番二号	令和六年五月二十一日	岐阜県博物館の令和六年度特別展に係る入館料	令和六年六月十九日から同年十二月二十八日まで

令和六年六月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社